### 琉球大学学術リポジトリ

「米穀自治管理法案の要旨 附米穀統制法中改正法 律案 籾共同貯蔵助成法案」農林省米穀局

メタデータ	言語:
	出版者:
	公開日: 2018-04-16
	キーワード (Ja): 昭和十年十月 裏表紙がとれている
	資料形態: B5冊子, 矢内原忠雄, 台湾, 米穀自治管理法,
	法律, 農林省, 米穀局
	キーワード (En): Yanaihara Tadao
	作成者: -
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38221

### 矢内原忠雄文庫

史料名

昭和十年十月「米穀自治管理法案の要旨 附米 穀統制法中改正法律案 籾共同貯蔵助成法案」 農林省米穀局

封筒番号

322

原文所所蔵者

琉球大学附属図書館

撮影年月日

平成 17年 11月 /6日

撮影者

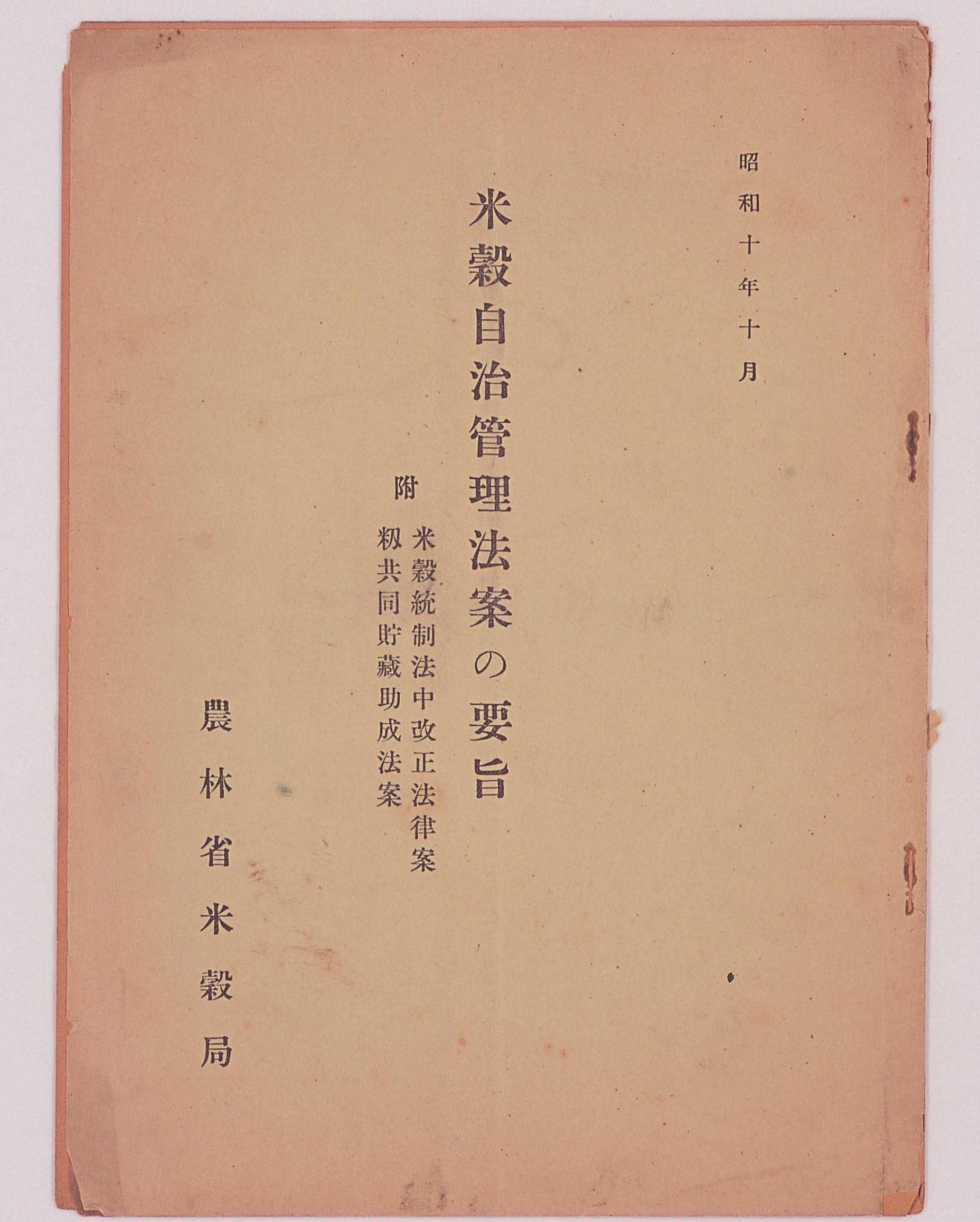
富士写真フイルム 株式会社

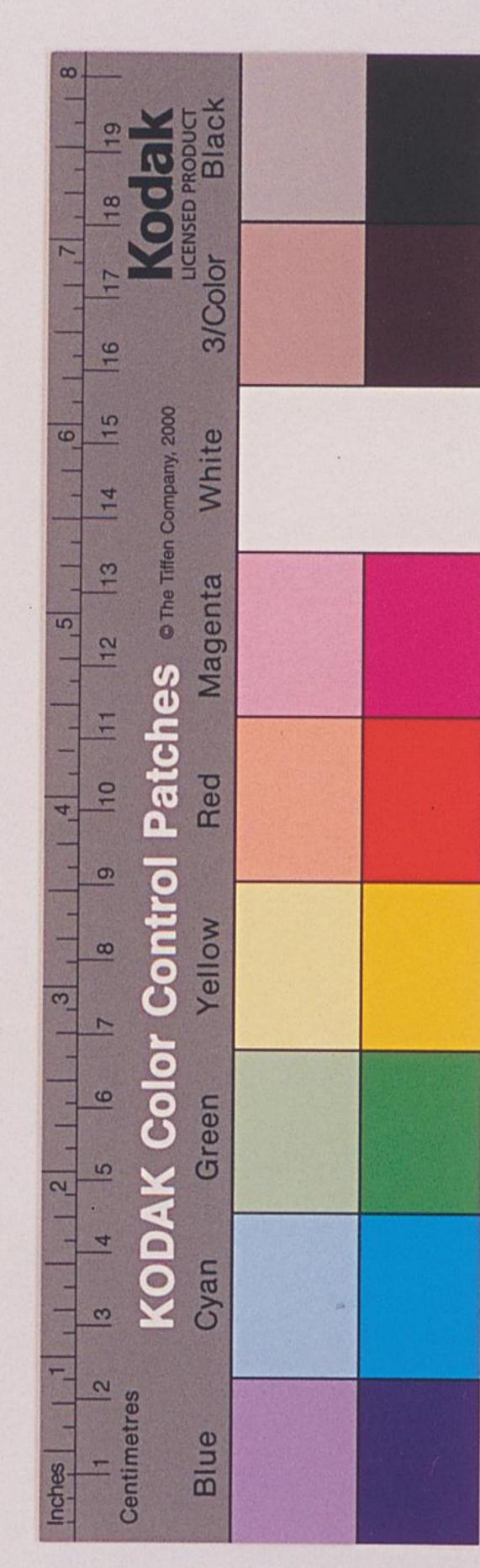
備

### 矢内原忠雄文庫

封筒番号: 322

史料名	昭和十年十月「米穀自治管理法案の要旨 附米穀統制法中改正法律案 籾共同貯蔵助成法案」農林 省米穀局
資料形態	B5冊子
枚 数	10
頁 数	20
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ(cm)	
書誌的事項	裏表紙がとれている
	今泉分類記号: P





0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 90 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 2

本册子は米穀自治管理法案外二案の趣旨を明にする為謄寫に代へ印刷に付したるものなり

### 穀自治管理法案の要旨

### 

我國に於ては米穀は國民の半數を占める農家の主要生産物であるのみならず國民の主要食糧として である。故に政府に於ても従來米穀の調節に付ては多大の努力を拂ひ幾多の方策を實行し來り現在 に於ては米穀統制法其の他の連用に依り米穀の統制に努めて居る次第であるが、近年朝鮮米及臺灣米 の内地へ移入せられる數量が年々躍進的に増加して來た結果朝鮮米及臺灣米に關しても適切な方策を 講じない限り米穀の統制は徹底し得ない状態にあるのである。然し乍ら此の問題は關係が複雜廣汎に亘 のて居り遽に適當な方策を得難い事情があつた爲第六十五回帝國議會に於ても內地及朝鮮臺灣を通じて 米穀を適當に調節することは極めて必要と認めるのである。然し乍ら此の問題は關係が複雜廣汎に亘 つて居り遽に適當な方策を得難い事情があつた爲第六十五回帝國議會に於ても內地及朝鮮臺灣を通じて 米穀を適當に置した米穀根本對策を樹立すべき旨の貴衆兩院の附帶決議があり、又其の後の米穀事 地外地を通じ一貫した米穀根本對策を樹立すべき旨の貴衆兩院の附帯決議があり、又其の後の米穀事 **| 法施行の經過及其の國家財政上に及ぼす影響等に鑑み更に新なる米穀對策を樹立する一貫した米穀根本對策を樹立すべき旨の貴衆兩院の附帯決議があり、又其の後の米穀** 

治管理法案外二案を立案するに至つた次第である。 必要を切實 に認めたので政府は昨年九月內閣に米穀對策調査會を設置し同調査會の答申に基き米穀自

### 第一 米穀自治管理法案

本法案は を行はしめることを以て其の目的とするものである。 内地及朝鮮臺灣を通じて米穀の供給が過剰である場合に之を統制する爲米穀の自治的管理

地への移 なことが な憾があ 從來我國に於ける米穀調節に付ては米穀法實施以來主として政府の力に依つて之を行ひ來つたので あるが、 の他經濟界一般に對しても甚しい悪影響を與へることになるから それでは國家の財政上の負擔が増加する許りでなく調節の圓滑を期する上に於ても不十分 入敷量の急激なる増加に依つて供給過剰の結果を來し、 又近年に於ける內地及朝鮮臺灣を通ずる米穀の供給の增加殊に朝鮮又は臺灣からの內 米穀の非常な供給過剰となり米價を低落せしめ、生産者は勿論米穀の取扱業者其 朝大豊作にでも際會す る様

- (=) 取扱業者の團體等民間の團體をして自治的に米穀の貯藏を行は、 過剩米のある場合には政府に於て調節する外內地及朝鮮臺灣を通じ して生産者の團體又は米穀
- $\equiv$ 米價が標準最低價格より一定の程度値上りした場合には貯藏を解除することと

の效果としては左の如き諸點を擧げ得る。 政府の政策と相俟つて米穀統制の目的を達し度いと云ふのが本法案の趣旨 である。 即ち内外地一貫

- (二) 米價が一定の程度に上れば貯藏の解除に依り賣却し得るから政府が買上を行ふ場合に比(一) 米穀の市場に出廻る數量を調節する結果過剩米に依る米價の下落を防止すること 消費者に取り有利であること
- し得ること 自治的に貯蔵せ しめることに依り政府の買入數量は減少する結果國家の財政上の負擔を輕減

## 一 過剩數量及統制數量は如何にして決めるか次に本法案の內容の大體を説明すると

需要に立て 政府は毎年米穀年度の初即も十一月中に内地及朝鮮臺灣の全體を通じて、 月一日の米穀現在高を供給に立て、 其の米穀年度の需給推算を行つて見るのである。 過去の消費狀況を參酌して定めた消費見込高及理想持越高を 米穀豫想收穫高及十一

備考 のであるから十一月に推算をするには推定額を用ひる外はない。
とが出來るが、臺灣米は年二回の收穫で第二期作は內地朝鮮と略々同時期であるが第一期作は翌年の夏收穫されるも米穀豫想收穫高は內地及朝鮮に於ては米の出來るのは同時期であるから毎年十一月に調査せられる豫想收穫高に依る

定數量を定めて之を内地及朝鮮臺灣に割當て、統制せしめることになるのである。 此の需給推算の結果米穀の供給が多くて過剩數量の生ずる見込の場合は、 其の數量の範圍內で一

## 一統制數量は如何なる割合で內地及朝鮮臺灣に割當てるか

係を參酌して多少此の割合を變更し得ること」なつて居る。 は百十萬石を統制するこごゝなるのである。尙內地及朝鮮臺灣の作柄が異常な場合等には其の關 地三割五分、朝鮮四割三分、臺灣二割二分の割合に依るこごゝなつた。例へば假に統制する數量柄の關係等をも參酌して決定するのが最も妥當であるとせられたのである。而して當分の內は內 地域の管外移出米穀の増加の趨勢を標準とし其の外に內地及朝鮮臺灣の管外移出數量の狀況、作生じた原因であるから、此の過剰米穀を統制する爲に割當てる割合は主として內地及朝鮮臺灣各 が五百萬石であるとすれば内地に於ては百七十五萬石、朝鮮に於ては二百十五萬石 生じた原因である は内地市場に米穀の供給が急激に増加して供給の過剰を生ずるに至つたことが米穀統制の必要を の増加趨勢の外に米穀管外移出數量及米穀收穫の豐凶をも參酌して定めることになつて居る。 一に述べた一定數量の內地及朝鮮臺灣に對する割當の割合は內地及朝鮮臺灣の米穀管外移出數量 臺灣に於て 之

量を内地及朝鮮臺灣に割當てる割合は米穀自治管理委員會を設け之に諮問して定めることになつ右に述べた内地及朝鮮臺灣の全部を通ずる米穀の需給推算、過剩米として統制する數量及其の敷

て居る。

### 三統制は如何なる團體に依つて行ふか

以上述べ けて之を統轄せしめるのである。の連絡を圖り其の機能を十分發揮させる為に上級團體ごして地方米穀統制組合聯合會の制度を設域)を區域として米穀生產者等を以て組織する米穀統制組合を設立せしめる。尙此の組合の相互 朝鮮臺灣に一定地域(内地に於ては市町村、朝鮮に於ては府郡島、 た所に依つて內地及朝鮮臺灣に割當てられた過剰米穀の統制を行ふ機關としては內地及 臺灣に於ては廳叉は郡市の區

## 四米穀統制組合は必ず設けなければならないか

置せられ 組合聯合 販賣組合 の事業を 置せられて居る市町村では新に米穀統制組合を設けなくごも、米穀販賣組合が右の米穀統制組合内地に於ては生産者の團體として、産業組合が相當發達して居るから米穀を取扱ふ販賣組合の設 穀を取扱ふ産業組合又は農會は米穀統制組合の事業を代行することが出來ること。なつ の無い市町村に於ては米穀統制組合の事業を代行し得ること、して居る。朝鮮及臺灣に 會の事業を代行するここが出來るのである。尙農會も米穀統制組合又は其の事業を行 代行することが出來ることゝなつて居る。又道府縣米穀販賣組合聯合會は地方米穀統制 して米穀統制組合及其の聯合會の事業は重要なものであるから、 以上の孰れの場合に 2

於ても其の事業を代行するには行政官廳の許可を受けなければならない のである。

# 內地及朝鮮臺灣に於て統制する數量は如何にして統制團體に割當てるか

事業を代行する團體に對して夫々統制する數量を割當てるのである。地方米穀統制組合聯合會(叉は其の事業を代行する團體)は各其の所屬の米穀統制組合叉は其の地方米穀統制組合聯合會(叉は其の事業を代行する團體)は各其の所屬の米穀統制組合叉は其の 組合聯合會(又は其の事業を代行する團體)に右地及朝鮮臺灣に於て統制する數量が決定すると、 斯くして統制機關を內地及朝鮮臺灣を通じて系統的に整備すると共に前 に右の數量を割當てゝ 政府は内地及朝鮮臺灣に於ける各地方米穀統制 統制させるのである。 に述べた方法に依つて内

### 六 米穀統制組合又は其の事業を代行する團體は如何にして割當てられた數量を貯蔵するか

程度値上りして政府より解除の許可又は命令がある迄は其の貯藏を繼續するものである。 ある。斯くして是等の團體が貯藏する米穀は內地米の價格が米穀統制法の標準最低價格より一割あるが、その為には是等の團體は割當てられた數量を更に團體員に割當て其の寄託を受けるので米穀統制組合又は其の事業を代行する團體は斯樣にして割當てられた數量の米穀を貯藏するので

### 貯蔵の困難な米穀は如何にするか

困難であるご認める部分は希望に依つて買上げるのである。而して其の買上の價格は內地米に付政府は米穀統制組合又は其の事業を代行する團體の貯藏能力其の他の事情を參酌して其の貯藏が

て居る。 樣の方法に依つて、即ち生産費、物價其の他の經濟事情を參酌して定める價格に依ること、 ては米穀統制法の最低價格に依り、朝鮮米及臺灣米に付ては內地米の最低價格を定める場合と同

前に述べた所に依つて貯藏せられた米穀が次の貯蔵米穀が年度を越えた場合は如何にするか をした為に損害を受ける樣なことが無い樣にするのである。府は一定價格に依り買入を為し又は古米格の補償を為す等適當な處置を講じ生產者、 た所に依つて貯藏せられた米穀が次の十月を過ぎても尙解除せられない様な場合には政 地主が貯蔵

### 政府は如何なる助成施設を行ふか

金利及保管料に相當する助成金を交付する等の方策を講ずると共に一面公益上必要なる監督を為政府は貯蔵を為す者に對しては出來得る限り米穀資金を供給し、又統制する米穀の貯蔵期間中は すものである。

# 第一次の統制を行つた後更に供給が過剰となつた場合は如何にするか

以上述べ 廻る數量を調節し政府買入米の減少を來さしめ米穀統制上相當の效果があるものと認められるの た如く米穀生産者等の團體をして自治的管理を行はしめるのであるから米穀の市場に出 し 年ら此の統制の基礎となって居る需給推算は、第二回豫想收穫高、過去の消費狀況を

爲に更に ある。 爲に更に米穀の供給過剰を來すことがあり得るが斯樣な場合には更に統制を行ふ必要があるのでに依つては實際の收穫高が第二回豫想收穫高より遙かに增加することがあるし又消費の減退等の參酌して定めた消費見込高等を基礎として毎年十一月に行ふのであるから、其の後の天候の如何參酌して定めた消費見込高等を基礎として毎年十一月に行ふのであるから、其の後の天候の如何 其の後の天候の如何

者の團體をも加へて統制の徹底を期したのである。 な場合には米穀は既に生産者の手を離れて取扱業者の手に移つて居るものもあるから米穀取扱業 扱業者の團體に對して どする場合には政府は前に述べた米穀自治管理委員會に諮問して更に米穀生産者の團體及米穀取仍て第一次の統制を行つても尙米穀の供給が著しく過剩で米價が標準最低價格を下り又は下らん -定數量を限り統制を命ずることが出來ること、せられたのである。 斯樣

## 十一生産者の團體及取扱業者の團體に依る統制は如何にして行ふか

同業組合は行政官廳の許可を受けて右の團體の事業を代行することが出來ることゝなつて居る。 門司、熊本等の主要米穀集散地に於ける問屋、 を爲す米穀商を以て組織せしめるのである。併し米穀取扱業者の組織する商業組合又は重要物産 體内地に於ては小樽、酒田、新潟、東京(橫濱を含む)、名古屋、大阪、京都、東京、養島、見此の統制を行ふ場合は生産者の團體は前に述べた團體に依るのであるが米穀取扱業者の團體は大此の統制を行ふ場合は生産者の團體は前に述べた團體に依るのであるが米穀取扱業者の團體は大 酒田、 新潟、 東京(横濱を含む)、名古屋、 卸賣商等の内で一箇年間に 大阪、 京都、 -定の敷量以上の取扱 神戶、 廣島、下關、

最低價格、內地米との格差、運賃諸掛等を參酌して定める價格の範圍內に於て時價に準據して定米穀を團體の希望に依つて政府が買上げる價格は朝鮮米及臺灣米に付ては前の場合と異り、標準其の統制の方法及政府の助成施設等は前に述べた統制の場合と大體同一であるが、貯藏の困難な めるのである。

業者其の他經濟界一般に對して多大の打撃を與へることになるから、は前にも述べた通り近年朝鮮米や臺灣米の移入の急激な増加に因つて米穀自治管理法案の内容は大體以上の樣な仕組であつて、要するに、 る様であるから玆に其の主なるものに對する説明を附加へて置くことゝする。を考慮し、或は米穀生産者又は消費者等の利害を打算し其の他種々の見地から反對論を爲す向もあする目的を以て立案せられたものである。然るに世上本法案に對して或は米穀取扱業者の蒙る影響 對して多大の打撃を與へることになるから、本法案は此の過剰米穀を調節もあれば甚しく過剰米を生じ米價の暴落を來し生産者のみならず米穀取扱 れたものである。然るに世上本法案に對して或は米穀取扱業者の蒙る影響

## 一<br /> 本法案は米穀取扱業者に惡影響を與へるものであるか

數量は過剰米穀の數量の範圍内に於て定めるのであつて、 のであると云ふ反對論があるが、本法案は過剰米穀のある年に限り統制を命じ而も統制を命ずる本法案に依る過剰米穀の統制は米穀取扱業者の營業の範圍を縮少せしめ多大の惡影響を與へるも 本法案は過剰米穀のある年に限り統制を命じ而も統制を命ずる 需給の均衡を得て居る場合は統制を行

範圍を縮少せしめ悪影響を與へると云ふ樣なことはあり得ないのである。分を占める米穀は從來通自由取引に委ねられるものであるから、本法案にはないのであるし、又統制を命ずる場合に於ても過剰米穀以外の米穀即ち 叉統制を命ずる場合に於ても過剰米穀以外の米穀即ち全體の供給數量の大部 依つて米穀商の營業の 0

## 二米穀販賣組合が米穀統制組合の事業を代行することは米穀取扱業者に惡影響を與へるものであ るか

るものでは 統制組合の 行ふ仕事の範圍に過ぎないのであるから、 なく、從つて米穀商の營業に悪影響を與へる樣なことはないのである。 販賣組合の機能が從來に比して別段擴充す

## 三本法案は國庫の負擔を生産者に轉嫁するものであるか

經費に對し 本法案は國庫の資擔を生産者に轉嫁するものであると云ふ反對論があるが、 し金利、 保管料の補助、 米穀資金の融通の外必要があれば倉庫の建築費の助成をも受け 生産者は貯蔵に伴ふ

米格を補償するとか云ふ適當な處置を講じ生産者に迷惑は掛けな 若し次の十月を過ぎても解除されないものがあれば政府は其の米穀を一定價格で買入れるとか古解除せられて自由に賣却其の他の處分を認められることになるから却つて利益を得るのである。ることになつて居るから何等損失は無いのみならず米價が一定の程度値上りした際には貯蔵米は

# 四本法案は米價を釣上げて一般消費者、小農に苦痛を與へるものであるか

て消費者、小農に取つても有利であることは明瞭である。僧格より一割程度値上りすれば貯藏の解除を認めるのであるから、需給の關係が圓滑となり却つの申込がなければ賣却出來ないのであるが、本法案に依つて貯藏した過剰米穀は米價が標準最低 て米價を釣上げることを目的ごするものではないのである。即ち米穀統制法では最低價格で政府案は米穀の供給が過剰で米價が下落せんごする場合に之を防止することを目的とするものであつ本法案は米價を釣上げて一般消費者、小農に苦痛を與へるものであると云ふ反對論があるが本法 が買入れた米穀は米穀保管上必要な整理賣却又は買換を爲す場合を除く外は最高價格に依る買入

## 五 需給推算の結果に基いて米穀の統制を行ふことは不適當であるか

て米穀の自治的管理を行つても其の效果を期待し得ないのみならず法制を以て需給推算の結果に本法案の基礎を爲す米穀需給推算は其の的確を期することは不可能であり從つて需給推算に基い

から之亦差支を生じない譯である。 對に統制後過剩米穀の數量が當初の需給推算より減少した場合には貯蔵の解除を爲す方法がある 過剰米穀が生じた場合に於ては更に統制を命ずる方法があるから何等支障を來さないし、之と反る。又最初に統制を命じた後の生產額の增加、消費の減退等の為に當初の需給推算と異つて更に一層其の的確を期して居るのであるから政策の運用に支障を來すものとは考へられないのであ 策の運用に用ひて來たのであり、殊に政府は最近米穀生產高及米穀現在高の調査方法を整備して基き統制を行ふことは不可であると云ふ論があるが、米穀需給推算は既に米穀法當時から米穀政

六 內地及朝鮮臺灣を通じて過剩米穀を統制することは不適當であるか

當と認められるのである。 内地及朝鮮臺灣を通じて過剰米穀を統制することが米穀統制の目的を有效に達し得る點に於て適情を異にする點から考へれば相當の理由あるものと思はれるが、現在の米穀事情に於ては却つて 生ずるのであるから外地米の移入を統制すべきであると云ふ論があるが、之は生産條件、米穀事更に叉内地には過剰米穀と云ふものはないのであつて外地米の移入額が激増した結果過剰米穀が

### 第二 米穀統制法中改正法律案

本法律案は次の三點に付て米穀統制法を改正せんとするものである。

其の一は米穀の出廻期間中は毎月金利及保管料を最低價格に加算し月々最低價格を高めて行くこと とする點である

**勇擔も輕減せられることになるものと認められるのである。** 急ぎの弊が防止せられることになり、惹ては政府の最低價格に依る買入數量も減少し其れ丈國庫の最低價格を高めて行くことにすれば、勢ひ生產者に安心を與へるこごになるから或程度は從來の賣 格が一年間を通じて同一である為に一時に殺到する傾向が見受られるのである。 出廻期間中即ち ては米の賣急ぎをして米價を低落せしめる傾向があり、最低價格に依る政府へ 米穀統制法に於ては、公定價格は毎年十二月に米穀生產費、物價其の他の經濟事情を參酌して決定 し原則として之を一年間を通じて適用することになつて居るが、 -行くことにすれば、势人三流に、円々なの金額よ月より三月迄位の期間は毎月最低價格に金利と保管料を加算し、月々其の金額よ月より三月迄位の期間は毎月最低價格に金利と保管料を加算し、月々其の金額よりは、日本の 地 元來農家は動 の賣渡申込も最低價 ら或程度は從來の賣 もすれば出廻期に於 月々其の金額丈

の最低價格は同様にして二十四圓三十錢となる、又金利と保管料の合計額を假り 假りに十錢とすれば一月の最低價格は二十四圓に金利と保管料の加算せられた二十四圓 十 錢 と な例へば十二月に最低價格が假りに石當二十四圓と決定せられたものとし、金利及保管料の合計額を り、一月の最低價格は一月の最低價格に金利と保管料を加算せられた二十四圓一 に十五銭とすれば、 一十銭ごなり、 三月

錢となるのである。而して四月以後は三月の最低價格が引續き適用されることになるのは勿論であ 一月の最低價格は右と同樣にして二十四圓十五錢、二月は二十四圓三十錢、三月は二十四圓四十五

30 災害等の場合政府所有米を賣渡して應急の措置を爲し得る途を開く點である

米穀統制法に対 其の二は非常 勿論であるが、 外、最高價格に依る買入の 場合には、米穀の配給上政府所有米を以て應急の處置を必要とする場合を來すここがないでもな經驗に徴するご或は三陸地方の津波とか、或は凾館の大火災とカラうやるたま常労害等は登り ある。而して本改正に依つて賣渡すには災害事變其の他避くべからざる事由のあることを要するはから、斯る場合に處する為に政府米を時價に準據した價格で賣渡し得る途を新に開かんとするので 制法の建前の上がら當然差控へなけ 數量から最高價格を維持して行くのに必要な數量を差引いた殘りの數量の範圍內でなければならぬ ことになつて居る。 るから賣渡の相手方は道府縣に之を限定したのである。 於ては最低價格で買入れた米穀は米穀保管上必要な整理賣却又は買換の場合を除く ご或は三陸地方の津波とか、 假令左様な場合でも其の賣渡に依つて米價に悪影響を及ぼす 尚又賣渡した後の配給も充分其の目的を達するやうに行はれることが必要であ 申込があつた場合でなければ賣渡すことが出來ないのであるが、從來の ればならないし、 或は凾館の大火災とか云うやふな非常災害等が發生した 其の賣渡し得る數量も政府が所有して居る總 やうな場合には米穀統

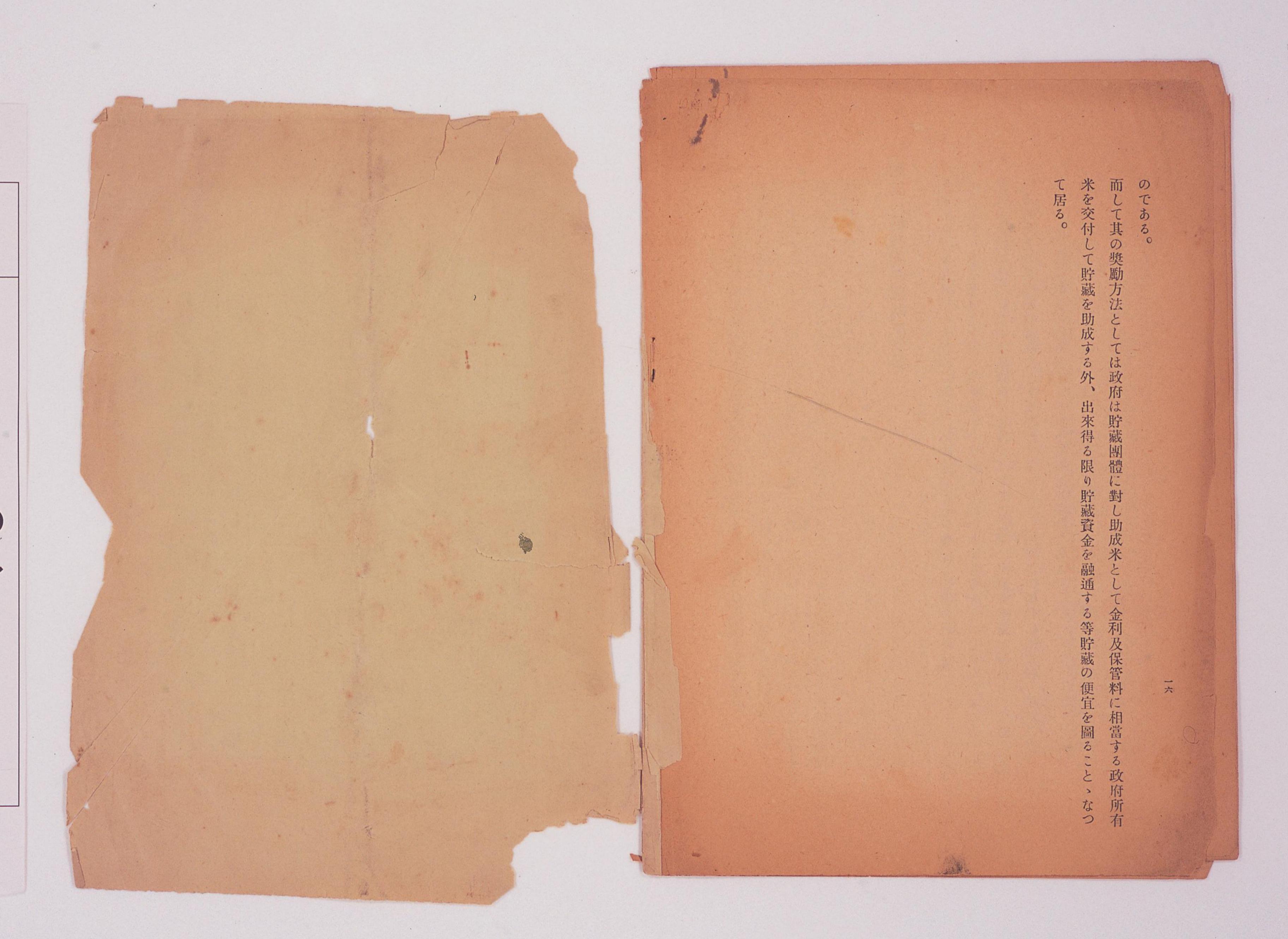
米穀統制の徹底を期する為には米穀の需給に關係の深い代用食糧に付ても統制を見其の三は小麥及小麥粉の輸入制限及關稅の増減免除を爲し得る途を開く點である 穀の統制を圖る為特に必要のある場合には期間を定めて、 除を爲し得ることゝしたのである。 する必要があるので、現在米穀統制法に於て粟、 穀統制法に於て粟、高粱、黍に付て行つて居るのと同様な趣旨で、米は米穀の需給に關係の深い代用食糧に付ても統制を及ぼし得ることゝ 高粱、 小麥及小麥粉の輸入制限及關稅の增減免

### 第三 **籾共同貯藏助成法案**

であるが、 であるが、本法案は之を恒久的施設として行ふ為籾の共同貯藏を行はしめ昭和五年及昭和八年の大豐作に際して籾の共同貯藏を奨勵し相當の效果を あるから、備荒貯蓄の制度としても極めて國家財政上の資擔を輕減せんとする趣旨で 是は米穀統制法等に依る出廻調節ご相俟つ 備売貯蓄の制度としても極めて有效な施設である。 て米穀の市場に出廻る數量を調 あると共に凶作等の場合に 節し、 糧の供給に役立つもので んとするのである。即ち 收めたことは周知の事實 米穀の統制を期し

、右の實行方法として産業組合、 同貯蔵を行は 其の貯蔵籾は より解除の許可があつ 農會 一定條件を具備した場合即ち例へば米價が標準最低價格より 農事實行組合 市町村等の團體に、 其の希望に依つて籾の共 さしめないことうするも 一割

説明ターゲット



説明ターゲット

